



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 115/2020年7月号

発行日：2020年7月22日

新型コロナウイルスの影響でテレワークや出勤停止もあり、決算業務に支障をきたしていた会社も多かったかと思えます。株主総会を延期することも検討した今年の3月決算も無事に終わりました。結果として株主総会の延期をした会社は少数だったようです。

新型コロナウイルスの感染者数も増加傾向にあり、気晴らしの旅行にと考えていたらGoToキャンペーンは東京が対象外となりました。

天気も気分もモヤモヤしていますが、時が経てば事態も収束するでしょうし、「そういえば昔こんなことあったよね」と明るく話せるようになることを祈るばかりです。

I. 最新情報（2020年6月1日～2020年6月30日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年 6月19日	実務 指針	業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」及び同実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2020年6月4日に開催された常務理事会の承認を受けて、業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」及び同実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」を公表いたしましたので、お知らせします。 従前、投資信託及び投資法人に関しては、業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」を公表しておりましたが、近年、投資信託と投資法人で監査上の留意事項について、法制度や実務の違いなどを背景として、異なる部分が増加してきている状況を踏まえ、投資信託と投資法人を分割し、それぞれ新たな実務指針として取りまとめたものです。なお、実務指針第14号は、新たな実務指針の公表に合わせ本年6月4	2020年6月4日

			日をもって廃止しております。	
2020年 6月19日	実務 指針	業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の廃止について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2020年6月4日付けで業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」及び同実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」を公表したため、同日付けで業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」を廃止することといたしましたので、お知らせいたします。	2020年6月4日
2020年6月 22日	実務 指針	「専門業務実務指針4461「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2020年6月4日に開催された常務理事会の承認を受けて、「専門業務実務指針4461「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 今回の改正は、改正資金決済法が2020年5月1日に施行されたことを踏まえて、所要の見直しを行ったものです。主に以下の改正を行っております。 ・法令上の用語が「仮想通貨」から「暗号資産」に変更されたため、これに合わせて「仮想通貨」を「暗号資産」に置き換えた。 ・法改正により、利用者財産だけでなく、履行保証暗号資産の分別管理の状況についても公認会計士等による監査の対象に含まれることとなったため、関係する項に対応する記載を追加した。 ・法改正を受けて関係する内閣府令及び金融庁の「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」も改正されたことに伴い、対応する箇所について修正や記載の追加を行った。	2020年5月1日の改正資金決済法の施行日以後を基準日として実施結果報告書を提出する暗号資産交換業者における利用者財産等の分別管理に係る合意された手続業務に適用
2020年6月 22日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第61号「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2020年6月4日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第61号「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 今回の改正は、改正資金決済法が2020年5月1日に施行されたことを踏まえて、所要の見直しを行ったものです。主に以下の改正を行っております。 ・法令上の用語が「仮想通貨」から「暗号資産」に変更されたため、これに合わせて「仮想通貨」を「暗号資産」に置き換えた。 ・法改正により、「履行保証暗号資産」が新たに規定されたことを受け、関係する項に対応する記載を追加した。 ・法改正により、暗号資産交換業の一類型として、「他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつ	2020年5月1日の改正資金決済法の施行日以後に終了する事業年度に関する監査から適用

			き他の法律に特別の規定のある場合を除く。）」（暗号資産カストディ業務）が新たに規定されたことを受け、関係する項に対応する記載を追加した。	
--	--	--	--	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年6月 11日	実務 指針	「学校法人委員会 実務指針第40号 「学校法人の寄附 行為等の認可申請 に係る書類の様式 等の告示に基づく 財産目録監査の取 扱い」の改正につ いて」及び「学校 法人委員会研究報 告第14号「理事 者確認書に関する Q&A」の改正に ついて」の公表に ついて	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、2020年6月4日に開催された常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正について」及び「学校法人委員会研究報告第14号「理事者確認書に関するQ&A」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>2018年7月5日及び2019年9月3日に企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、関連する監査基準委員会報告書が改正されました。</p> <p>これを受けて、学校法人委員会では、学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」について、独立監査人の監査報告書の文例等の見直しを行うため、改正の検討を行ってまいりました。</p> <p>合わせて、実務指針第40号のかかる改正を踏まえて、学校法人委員会研究報告第14号「理事者確認書に関するQ&A」についても見直し、寄附行為等の認可申請に係る監査に関する理事者確認書の記載例の改正の検討も行いました。</p>	2020年3月 31日をもって 終了する事業年 度に係る監査か ら適用

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
------------------	----	------	-----	-------

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

2020年6月8日	公開草案	「公会計委員会実務指針第4号「独立行政法人における連結財務諸表監査」の改正について」(公開草案)の公表について	<p>2020年3月26日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲等が見直され、それを踏まえて「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」も改訂されました。</p> <p>これを受けて、公会計委員会では、公会計委員会実務指針第4号「独立行政法人における連結財務諸表監査」について、連結財務諸表の作成目的、連結の範囲、連結財務諸表の体系、関連会社の定義等に関する見直し及び「財務諸表の監査及びレビュー業務、保証業務並びに合意された手続業務に関連する実務指針等の体系及び起草方針について」(2019年8月31日)への対応を行うため、改正の検討を行ってまいりました。</p> <p>このたび一応の見直しを終えたため、公開草案として公表し広く意見を求めることといたしました。</p>	—
2020年6月8日	公開草案	「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人監査における監査報告書の文例」の改正について」(公開草案)の公表について	<p>2020年3月26日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」において連結財務諸表の体系等が見直され、それを踏まえて「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」も改訂されました。</p> <p>これを受けて、公会計委員会では、公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人監査における監査報告書の文例」について、独立監査人の監査報告書の文例等の見直し、「財務諸表の監査及びレビュー業務、保証業務並びに合意された手続業務に関連する実務指針等の体系及び起草方針について」(2019年8月31日)への対応、実務指針第85号「監査報告書の文例」改正(2020年3月17日)への対応及び事後判明事実に関する記述の見直しを行うため、検討を行ってまいりました。</p> <p>このたび一応の見直しを終えたため、公開草案として公表し広く意見を求めることといたしました。</p>	—
2020年6月10日	実務指針	「非営利法人委員会実務指針第37号「労働組合監査における監査上の取扱い」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表につ	<p>日本公認会計士協会(非営利法人委員会)は、2020年6月4日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第37号「労働組合監査における監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本改正は、企業会計審議会から2018年7月5日付けで公表された「監査基準の改訂に関する意見書」を受けた監査基準の改訂並びにそれらに対応するために行われた監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財</p>	2020年3月31日以後終了する会計年度に係る監査から適用

		いて	務諸表に対する監査」及び監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」ほか、監査基準委員会報告書の改正を受け、所要の見直しを行ったものです。	
2020年6月11日	翻訳完了	国際公会計基準（IPSAS）第4号「外国為替レート変動の影響」、第5号「借入コスト」、第9号「交換取引から生ずる収益」、第10号「超インフレ経済下における財務報告」（国際公会計基準書ハンドブック 2019年版）の翻訳完了について	公会計委員会では、国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board - IPSASB）から公表されている国際公会計基準（International Public Sector Accounting Standards - IPSAS）第4号から第10号までの翻訳作業を完了しましたのでお知らせします。 <ul style="list-style-type: none"> 国際公会計基準（IPSAS）第4号「外国為替レート変動の影響」（IPSAS 4, The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates） 国際公会計基準（IPSAS）第5号「借入コスト」（IPSAS 5, Borrowing Costs） 国際公会計基準（IPSAS）第9号「交換取引から生ずる収益」（IPSAS 9, Revenue from Exchange Transactions） 国際公会計基準（IPSAS）第10号「超インフレ経済下における財務報告」（IPSAS 10, Financial Reporting in Hyperinflationary Economies） 	—
2020年6月30日	その他	「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aの一部改訂について	2020年3月25日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」が見直されたことを受けて、総務省行政管理局、財務省主計局及び日本公認会計士協会の三者で検討を行い、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aを改訂いたしましたので、お知らせいたします。 このQ&Aの改訂は、独立行政法人会計基準において、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲等などの改訂がなされたことに伴い、所要の見直しを行ったものです。	令和2事業年度から適用

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
---------------	----	------	-----	-------

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

2020年6月 2日	周知	【IAASB】監査実務に関するスタッフ文書「変化し続ける環境下での後発事象 - 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関する監査上の留意事項」の翻訳の公表について	国際監査・保証基準審議会（IAASB）から、2020年5月14日付けでスタッフ文書「変化し続ける環境下での後発事象 - 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関する監査上の留意事項」が公表されました。我が国の監査実務者や利害関係者においても参考に資する部分があると考えられることから、当該文書の翻訳を公表いたします。	—
2020年6月 10日	周知	【IAASB】監査実務に関するスタッフ文書「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により変化し続ける環境下での監査報告」の翻訳の公表について	国際監査・保証基準審議会（IAASB）から、2020年5月22日付けでスタッフ文書「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により変化し続ける環境下での監査報告」が公表されました。我が国の監査実務者や利害関係者においても参考に資する部分があると考えられることから、当該文書の翻訳を公表いたします。	—
2020年6月 22日	公開 草案	「監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」の改正について」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（監査基準委員会）では、品質管理レビュー制度の改正（2020年7月以降実施するレビュー手続から適用）の内容を反映させるため、関連する監査基準委員会報告書の改正の検討を行ってまいりました。このたび、ある程度の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることにいたしました。 主な改正点は、以下のとおりです。 ・品質管理レビュー報告書において、結論の種類（「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」）が廃止され、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」の有無に関するレビューの実施結果が記載されることになったため、A31項(1)に反映させた。 ・従来のフォローアップ・レビューが廃止され、通常レビューを実施した結果、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」のある実施結果となった場合は、原則として、翌年度に通常レビ	—

			ユー又は改善状況の確認を実施して必要な指導を行うこととされたため、A31 項(1)に反映させた。	
2020年6月30日	周知	「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その6)」の公表について	日本公認会計士協会は、新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その6)について取りまとめ、本日、公表いたしました。	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

マイナポイント事業について

消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的として、マイナポイント事業が始まります。

マイナンバーカードを使ってマイナポイントを予約し、選択したキャッシュレス決済でチャージ又は支払を行うと、25%のマイナポイントが付与されるというものです(上限5,000円)。

マイナンバーカードをお持ちでない方がマイナポイントを取得されるまでの流れは以下の通りです。

- ① マイナンバーカードの取得申請
- ② 交付窓口等でマイナンバーカードを取得
- ③ マイナポイントの予約(マイキーIDの設定)
- ④ キャッシュレス決済サービスを1つだけ選択(マイナポイントの申込み)
- ⑤ 選択したキャッシュレス決済サービスへのチャージ又はそれを利用した物品の購入
- ⑥ マイナポイントの付与

①、②についてはお住いの自治体で手続きをする必要があります。

③、④についてはマイナポイントのホームページ(マイキープラットフォーム)で手続きをする必要があります。

マイナポイントを予約して、利用するキャッシュレス決済サービスを選びます

その後、チャージ又は物品を購入すると(⑤)、利用金額の25%(上限5,000円)が選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与されます(⑥)。

マイナンバーカードは身分証明書として利用できたり、住民票の写し・印鑑登録証明書などをコンビニで取得できるようになるなどのメリットもあります。

ちなみに、未成年のマイナポイントを親などの法定代理人が申請することも可能です(その場合は法定代理人が選択したキャッシュレス決済サービス以外のものを選択する必要があります)。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved
-7/8-

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703